

掛川市教育委員会規則第4号

掛川市吉岡彌生記念館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年3月29日

掛川市教育委員会教育長

掛川市吉岡彌生記念館条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市吉岡彌生記念館条例施行規則（平成18年掛川市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項第1号から第4号までを次のように改め、同項第5号を削る。

- (1) 小学校児童及び中学校生徒の引率者が教育課程に基づく教育活動として入館する場合 入館料の全額
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、静岡県療育手帳交付規則（平成12年静岡県規則第89号）第5条第1項の規定により療育手帳の交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（以下これらを「障害者」という。）及びその付添者が入館する場合 入館料の全額
- (3) 市内に住所を有する小学校児童及び中学校生徒の引率者が教育課程に基づく教育活動、クラブ活動その他学校の行事として使用する場合 使用料の全額
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別の理由があると認める場合 教育委員会が別に定める額

第7条の2第2項中「前項第3号」を「前項第2号」に改める。

様式第6号及び様式第8号中

「

入館人員	高校生以上	人	小中学生	人	合計	人
------	-------	---	------	---	----	---

」

を

「

入館人員	人（個人・団体）
------	----------

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市吉岡彌生記念館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後における入館に係る入館料の減免から適用し、施行日前における入館に係る入館料の減免については、なお従前の例による。

